（第 一 面）

第　　号

写 真	身分証明書 所属部課名 職名及び氏名 生 年 月 日

上記の者は、測量法第51条の18第１項の規定による立入検査をする者であることを証する。

交付年月日
有 効 期 間

国土交通大臣　　印

（第 二 面）

測量法（昭和24年法律第188号）抜粋

第51条の18　国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、登録養成施設の事務所又は事業所に立ち入り、業務の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

２　前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

（用紙の寸法は、日本工業規格Ｂ８とする。）